

津ヨットハーバー管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津ヨットハーバー(以下「ハーバー」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 ハーバーの休業日は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日、水曜日、土曜日、日曜日又は火曜日でない日)
- (2) 水曜日(その日が祝日法に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日、土曜日、日曜日、火曜日又は水曜日でない日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、艇置場及び係留施設については、休業日においても利用することができる。

(利用時間)

第3条 ハーバーの利用時間は、次の各号に掲げる利用日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 4月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日 8時から18時まで
- (2) その他の日 8時30分から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、会議室の利用時間は21時まで延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、艇置場及び係留施設の利用時間については、制限をしないものとする。

(立入禁止等)

第4条 理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ハーバーへの立入りを禁止し、又は立退きを命ずることができる。

- (1) 一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター(以下「センター」という。)の設立趣旨を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、船舶及び備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他ハーバーの管理に支障を来すおそれがあるとき。

(遵守事項)

第5条 使用者及びハーバーを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 指定された場所以外の場所に、ごみ、廃船その他の汚物若しくは廃物又は竹木、土石その他の物を捨て、又は放置しないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所(会議室を含む)で火気を使用しないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (4) センターの諸規程及び関係法令を遵守すること。
- (5) 艇等の保管については、自己の責任において適正に管理すること。
- (6) 他人に危険又は迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (7) その他センター管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(施設等の利用制限)

第6条 理事長が申請者にこの規則に違反する行為があると認める場合は、施設設備等の使用を許可しないものとする。

(艇置場、係留施設、船具庫、ディンギーヨット・モーターボート、会議室及びテラスの使用許可申請)

第7条 艇置場、係留施設、船具庫、ディンギーヨット・モーターボート、会議室及びテラスを使用しようとする者は、第3条第1項に規定する利用時間内に次の区分により使用許可申請書を理事長に提出し、使用許可を受けなければならない。

- (1) 艇置場使用(変更)許可申請書(様式第1号)
- (2) 係留施設使用(変更)許可申請書(様式第2号)
- (3) 船具庫・船具ロッカー使用許可申請書(様式第3号)
- (4) ディンギーヨット・モーターボート使用許可申請書(様式第4号)
- (5) 会議室及びテラス使用許可申請書(様式第15号)

2 クレーン(マスト起倒を含む。)、給水施設、電気設備、洗浄機及びライフジャケットの使用許可申請は、口頭によるものとする。

(使用の許可)

第8条 理事長は、前条の使用許可申請に基づく使用許可を与えるときは、艇置場、係留施設及び船具庫・船具ロッカーの使用許可は様式第5号から様式第7号までの使用許可書を交付し、ディンギーヨット・モーターボート、会議室及びテラスの使用許可については、使用料の領収書をもって使用許可書に替えるものとする。

(使用料の納付)

第9条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号による使用料を前条に定める使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

- (1) 艇置場使用料及び係留施設使用料(別表第1)
- (2) 会議室、テラス使用料(別表第2)
- (3) ディンギーヨット・モーターボート使用料(別表第3)
- (4) 船具庫・船具ロッカー使用料(別表第4)

(5) クレーン使用料(別表第5)

(6) その他使用料(別表第6)

(艇の一時搬入搬出)

第 10 条 使用者が、艇を一時的に搬出しようとするときは、理事長に一時搬出届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 使用者以外の者が、艇を一時的に搬入しようとするときは、理事長に一時搬入届出書(様式第9号)を提出しなければならない。

(作業の依頼申請等)

第 11 条 揚降、洗艇及びエンジンクリーニング作業を依頼しようとする者(以下「作業依頼者」という。)は、事前に会計年度を単位とする揚降・洗艇等作業依頼申請書(様式第 10 号)を理事長に提出し、センターの職員の立会いの上、船舶の現状の確認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の作業を受託したときは、揚降・洗艇等作業受託書(様式第 11 号)を交付するものとする。

3 作業依頼者は、作業日の前日までに第3条に規定する利用時間内に作業日及び作業内容等をセンター事務局に連絡しなければならない。ただし、理事長は、気象状況及び業務の都合等により受託しないことができる。

4 作業依頼者は、作業確認日に別表第7に定める揚降、洗艇、エンジンクリーニング等作業料を納付しなければならない。

(使用許可の変更及び廃止)

第 12 条 使用者は、使用許可申請の内容に変更が生じたときは、艇置場使用(変更)許可申請書(様式第1号)及び係留施設使用(変更)許可申請書(様式第2号)に変更事項を証するものを添付して理事長へ提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の変更許可申請に基づく変更許可を与えるときは、様式第 12 号及び様式第 13 号の変更許可書を交付するものとする。

3 使用者は、使用許可に係る使用を廃止しようとするときは、理事長に使用廃止届出書(様式第 14 号)を提出しなければならない。

(原状回復)

第 13 条 使用者は、当該許可に係る使用期間が満了したとき、又は当該許可に係る使用を廃止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 理事長は、使用者に対して、前項の規定による原状の回復又は現状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用許可期間満了後の手続等)

第 14 条 艇置場、係留施設及び船具庫・船具ロッカーの使用者が使用許可期間満了後引き続き使用しようとする者は、使用許可期間満了日までに、使用許可申請を行

い使用許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、使用許可期間満了後3箇月の経過後も艇置場又は船具庫が占用されているときは、所有者の承諾を得ず当該艇又は収納物品を収納場所から搬出することができる。

(使用料の減免)

第 15 条 理事長は、国、地方公共団体その他の公共団体が、施設等を公用又は公共の用に供するため使用するときその他公益上特に必要があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項に規定するその他の公共団体が使用料の減免を受けようとするときは、使用許可申請時に国又は地方公共団体の施設等使用に係る副申書を添付しなければならない。

(使用料の不還付)

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における未使用期間に係る使用料については、この限りでない。

- (1) 施設整備等の理由により使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないとき。

(損害賠償義務)

第 17 条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

(免責事項)

第 18 条 天災、地変又は第三者行為等により使用者の所有する艇等に損傷及び盗難等の損害が生じた場合、センターはその責任を負わない。

(補 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用している様式は、この規則の規定にかかわらず当分の間使用することができる。
- 3 財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター施設管理規則(昭和 46 年規則第 1 号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行前に三重県港湾施設管理条例(昭和 48 年三重県条例第 21 号)及びこの規則による改正前の財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター管理規則によつてした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。